新型コロナウイルス感染症対策下での体育実技

近藤　剛

―― 目　次 ――

1．はじめに
2．開講に至る経緯
3．遠隔授業時の実施内容と実施上の課題
4．対面授業時の実施内容と実施上の課題
5．まとめ

キーワード：体育実技，遠隔授業，対面授業

1．はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が、学校現場に休校措置などの大きな影響を与えたことは周知の通りである。大学教育も例外ではなく、多くの大学で前学期開始の繰下げに加え、遠隔授業の導入措置が取られた。しかし、対面型の授業を前提にしている実習・実験・実技などの授業（以下「実習等の授業」）については、その実施方法に苦悩し、検討と準備に多くの時間を費やしたことは想像に難くない。場合によっては、休講や開講延期を選択した大学も少なからずあったであろう。事実、本学においても保健体育科目の体育実技を担う「体育・スポーツⅠ」の授業は、開講の可否判断から遠隔授業の実施方法、対面授業時の感染防止策など、非常に多くの内容を短期間のうちに決定することが必要であった。

KONDO，Tsuyoshi　四国学院大学文学部准教授、体育学専攻

こうした感染症に起因する特別な状況下における体育実技の実際についての先行研究は皆無であるが、本学が経験した開講決定に至る過程の記録や判断の根拠、遠隔授業時の受講生向け授業課題と授業実施上の課題、対面授業時の感染症防止策の詳細と授業実施上の課題を記録として残すことは、感染症対策下での授業実施の際の参考となるだけでなく、将来的に何らかの理由で対面授業の実施が困難な状況になった際の検討材料として意義をもつ。

そこで本稿では、本学のコロナウイルス感染症対策下での体育実技について、遠隔授業及び対面授業時の開始までの経緯や準備、授業の実際と生じた課題などについて報告する。

2．開講に至る経緯

1．閉講の検討

3月24日付の文部科学省高等教育局長名での通知[(1)]は、2020年度の授業開始に当たり大学当局に感染拡大防止措置などの留意事項を通達するものであった。本通知には、大学に対して「学事日程の変更等を行うよう求めるものではない」旨が明記されていたが、当時は国内での感染が拡大し、授業開始で想定される学校現場でのいわゆる「三密」発生による感染リスクの高まりが指摘されていた時期でもあり、実質的には大学に授業開始日の繰下げと遠隔授業の導入を要望するものであったと理解することができる。本学も本通知を踏まえた検討を重ね、高等教育機関が背負う社会的責任を鑑み、4月3日付で前学期授業開始の一週間の繰下げ（4月20日開始）と、5月3日までの学内ポータルシステム等を活用した遠隔授業の実施を暫定的に決定した[(2)]。

ただ本通知では、感染拡大防止措置の実施に当たり、学生の「学修機会の確保」が強調された。遠隔授業の活用方法としてテレビ会議システムを用いたものやオンライン教材を用いたものが例示されたが、体育実技の目的は知識や技能の修得にとどまらず、仲間と協力することの大切さと競争を通じて創意工夫の仕方を学び、情意の解放を経験することで総じて運動することの意義と楽しさを知り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けることであり、それが遠隔授業で十分に達成可能であるかは大きな課題として生じた。本学の前学期

の体育実技を担う保健体育科目「体育・スポーツⅠ」の担当教員間で協議を重ねる中で、遠隔授業での学修機会の確保は困難であるとの考えから、前学期の閉講と、サマー・セッションあるいは後学期開講に延期することが妥当であるとの意見も共有された。こうした意見には、本通知が大学の感染拡大防止に協力を求める一方で、実習等の授業に直接的には一切言及していないことも大きく影響していた。

2．開講の決定

ただ、前出3月24日付通知には、前学期閉講とした場合の懸念事項となり得る以下の文言が記載されていた。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること[(3)]

「体育・スポーツⅠ」は教職等の一部の資格の必修科目であり、閉講措置は9月卒業生などに実質的な不利益が生じる可能性があったのである。また、感染を終息させる具体的方法が確立されていない現状、サマー・セッションや後学期に延期させたとしても、対面型授業の実施可否は不透明であり、状況が改善されなかった場合には不利益を受ける学生数が拡大し、混乱がより大きくなってしまうとの意見もあった。このため、担当教員間での協議を継続する中で、困難な状況下であっても、単位認定との整合性を見極めながら「体育・スポーツⅠ」を遠隔授業で実施することを決断した。そこに至る一連の流れを整理すると以下のようになる。

- 3月24日付文科省通知には実習等の授業の実施方法について具体的な対応指針が示されていない
- 一方で、学生の卒業や就職等に不利益が起こらないよう大学側の対策の必要性について言及されている

・「体育・スポーツⅠ」は教職等の一部の資格の必修科目であるので、単位取得の機会を設けないと学生に実質的な不利益が生じる可能性がある
・サマー・セッション又は後学期に開講時期を延期させたとしても、感染症終息の見通しが立たない現状では確実な開講を保証できず、その場合より多くの学生に学修上の不利益が生じる可能性がある
・開講の可否判断を4月20日の前学期授業開始までのできる限り早い時期に行う必要がある

このほか、近隣の国立大学がオンライン教材を活用した遠隔授業で体育実技を実施するとの情報も決断を後押しした。

この判断は学内設置の感染症対策本部会において承認され、4月20日の前学期授業開始に合わせて、他の科目と同様に遠隔授業で実施することが決定したのであった。ただし、学外で実施予定であった教材「スクーバ・ダイビング」は移動に伴う感染の危険性を配慮し、休講措置をとることにした。なお、文部科学省が体育実技を含む実習等の授業についての指針を各大学に周知を行うのは5月1日を待たなければならない[4]。

3．遠隔授業時の実施内容と実施上の課題

ここでは、本学において遠隔授業を実施した4月20日から5月末までの6週にわたった「体育・スポーツⅠ」の実施内容について述べる。

1．実施内容の検討

「体育・スポーツⅠ」は、休講となったものを除き前学期に9つのクラスを用意しており、シラバスにそれぞれのクラスが取り扱う教材を明記し、それを学生が確認して希望するいずれか１つのクラスを選択し受講することになっている。受講者数は合計で210名程度であった。取り扱う予定であった教材は以下の通りである。一部、重複するクラスもあり、教材数は7つであった。

アダプテッド・スポーツ、ソフトボール、サッカー、フットサル、バスケットボール、ダンス・エクササイズ、ボール運動及び球技

多くの教材において、実施には特定の教具や場所が必要であり、テレビ会議システムや動画を活用した授業展開を実施したものはダンスのみであった。ダンスの内容については後述するものとし、それ以外の教材を取り扱ったクラスでは学内のポータルサイトを活用したオンライン教材での遠隔授業を前提に、すべてのクラスで共通して実践可能な授業課題を作成し、授業担当者の判断で必要に応じて修正を加え、それを受講生に配信する方法を採用した。また、遠隔授業時の授業課題内容は、対面授業開始時に受講生に対して改めてフィードバックすることにした。課題を検討する際に留意した点は主に以下の内容である。

・運動の知識を深めるための調査学習の実施
・運動の技能を高めるための運動学習の実施
・運動の実践を通した心身の爽快感や開放感、高揚感の経験機会の確保と自らの身体への気付き体験
・自らが主体的に運動と関わることを目指した自発的運動機会の確保
・運動の実践を授業担当者が確認する手段の確立

これらをもとに作成した授業課題例として、第2週目のものを表1に提示した。これを参考に、次節では具体的な内容を紹介していきたい。

表1　第2週目オンライン教材の課題

ストレッチング
課題①．ストレッチングとは、いわゆる柔軟運動といわれるものです。筋肉の柔軟性を高め怪我の予防やリハビリ・疲労回復のために行われます。ストレッチングは、「動的ストレッチング」と「静的ストレッチング」に分けられます。

「動的ストレッチング」と「静的ストレッチング」の違いを、簡単に説明してください。

課題②．運動不足がちな大学1年生が、バスケットボールを始める前のストレッチングを含めた準備運動を考えて、実施してください。特に、ケガの予防をポイントに、しっかりとストレッチングをしましょう。
（＊準備運動、整理運動をしている様子を自撮りでよいので、スマホカメラに残しておいてください）

実施した日時　　月　　日（　　）　　時　　分　から開始
実施した場所

どのようなストレッチングを実施しましたか？（イラストで描いてください）

課題③．自発的に30分程度の運動を行ってください。その際、準備運動などをしっかりと行い、ケガの防止に努めること。なお、実施した運動については以下に記入すること。
（＊運動をしている様子を自撮りでよいので、スマホカメラに残しておいてください）

実施した日時
　　月　　日（　　）　　時　　分　から　　時　　分　まで
実施した場所：
実施した具体的な運動　：

運動前後の心拍数：　運動前：　　拍／分　　運動後：　　拍／分

2．実施内容と目的

1）運動の知識を深めるための調査学習の実施

大学の教養教育の一環である保健体育科目として、安全・安心に楽しく運動するための基本的な知識を自主的に調べ、報告する課題を設定した。具体的には準備体操と整理体操に焦点を置き、「ストレッチングの種類」「効果的なストレッチングを行う際の注意点」「ラジオ体操の歴史」「ラジオ体操で行われる各種動きの効果と実施上の注意点」などを調査の内容として提示した。表1の課題①がそれに当たる。

運動は心身の健康に寄与するとされる一方で、障害や死亡などの重大事故を生むことがある。負傷や疾病については枚挙に暇がないほどである[5]。これらの発生要因を可能な限り減らし、安全で安心な活動の実現には、運動前後の入念な準備・整理体操が欠かせない。ストレッチングについての知識を自らが調べ報告をすることで、その意識を高めさせるとともに、年齢に関わらず国内で広く浸透しているラジオ体操について理解を深めることで、生涯にわたって安全に留意して運動を実施する素養を獲得させることを目的とした。

2）運動の技能を高めるための運動学習の実施

運動の知識を獲得しても、それを生かして適切な実践に結びつける必要がある。課題②では、課題①に関連した運動の実践を取り上げた。具体的には「怪我の予防に重点を置いた運動前のストレッチングの検討と実践」「疲労回復を目的とした運動後のストレッチングの検討と実践」「ラジオ体操第1・第2と体操前後のストレッチングの実施」などである。

スポーツ庁の調査[6]では、現在の運動頻度に満足していない者に対して「運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない（増やさない）理由」を問うた、運動・スポーツ実施の阻害要因についての複数回答のアンケート結果として、「病気やけがをしているから」を選択した人が8.9%存在することが明らかになっている。また、最大の理由としてこれを選択した者は全体の5.6%にとどまるものの、全13項目中の上位5番目になっている。こうしたことから、遠隔授業という限られた環境の中で、自らが調べたストレッチングの方法やラジオ体操について実践することで、運動を理由とした怪我の予防措置を自らが考え、それ

を確実に実践できるような姿勢が身に付くことを期待した。

3）運動の実践を通した心身の変化への気付き体験と運動実践の確認

運動の実施者は多くの場合、運動中に自己の運動経過を観察することは困難である。しかし、視覚的に自己の運動を観察することは運動の修正に効果的である。そこで、運動の実施を伴う課題②及び③では、スマートフォンなどのカメラ機能を利用した動画の撮影を指示した。これにより、受講生自身が自己の運動経過の様子を容易に確認することができ、ストレッチングやラジオ体操などの動作が自己のイメージと適合しているかについて検証し、必要に応じてそれを修正することを可能にした。加えて、この動画は受講生の運動実施状況を担保するものとなり、授業担当者の課題確認作業に一役を買った。

また、課題③では毎回、運動前後の心拍数の計測を求めた。運動による心身の爽快感や開放感、高揚感を得られるような適度な運動は、どの程度の運動強度によって実現するのかについて、受講生自身に体験的に理解させることを狙ったものである。特に年齢を重ねていく中での運動実施において、自己のからだの生理的な変化を踏まえた運動強度の把握は、主体的な評価と同様に重視される。心身の健康を目的とした運動を行う際の一つの指標として、受講生に理解を促した。

4）自らが主体的に運動と関わることを目指した自発的運動機会の確保

生涯にわたって運動やスポーツに親しむには、自らが運動をすることの必要性を理解し、自発的に運動参加の機会を得ていくことが望ましい。前出のスポーツ庁調査の運動・スポーツ実施の阻害要因を示した複数回答アンケート結果では、「面倒くさいから」が27.5%、「特に理由はない」が14.3%、「運動・スポーツが嫌いだから」が10.1%となっており、生涯スポーツ社会の実現には、個々が運動の意義と必要性を認識し、その価値を実感することで主体的に運動を行っていく姿勢を養うことが大きな課題になっていることがわかる。実際、同調査において運動・スポーツを実施した理由を問うたアンケート結果では、「健康のため」「体力増進・維持のため」といった身体的要因を重視するものだけではなく、「楽しみ、気晴らしとして」「友人・仲間との交流として」といった心理的要因を重視する回答も目立っている。このことは運動を積極的に実施する層の各々が、自己の目

的に応じて運動に向き合っていることの現れであり、大学の教養教育として、受講生にそのような姿勢を身に付けてもらうことは目標の一つと言える。

そこで設定したのが課題③の「自発的な運動の実施」である。30分程度の運動時間を指示するだけで、運動の内容は受講生の判断で決定し、実施するものである。担当者が共通した運動環境を整えることができない以上、それぞれの受講者が場所や用具、自身の健康状態や技能レベルといった実情に配慮し、実践可能な運動を自らの判断で選択・決定し実施するという、自らが主体的に考えて運動する姿勢を求めたものであった。

このように、運動の知識と技能を高め、運動の実践を通して自身の心身への気付きをもたせ、主体的に運動に関われるよう授業課題内容を設定した。また、1年次学生の受講が多いこともあり、不慣れな遠隔授業にもできる限り対応できるよう、内容のわかりやすさと取り組みやすさにも配慮した。次節では、この授業課題を活用したオンライン教材の授業と、テレビ会議システム並びに動画を導入したダンス授業の実際について述べる。

3．実施内容の実際

1）オンライン教材活用型

①ネット環境への対応

既述の通り、学内のポータルサイトを活用して課題を配信した。当初はその方法に戸惑った受講生も見受けられたが、各担当教員が学生との連絡手段（主にメール）を確立していたことで、質問対応も円滑に進み、特段の問題は生じなかったと認識している。対面授業開始時に授業課題の提出を求めたが、ほとんどの受講生から提出があったことからもそのように判断することができる。

②課題への取り組み状況など

まず、調査学習については全体的に取り組みの状況が良好であった。これは、受講生にとって平易でかつ身近に感じることのできる内容であったからと推測する。受講生の感想でも「運動の中でよく聞く言葉を改めてしっかりと調べることができた」「準備運動や整理運動の重要さを再認識できた」など肯定的な意見が

多くあった。

一方で、運動学習については提示した課題こそこなすものの、自発的な運動としてランニングやウォーキング、筋力トレーニングなど、ひとりで行える運動に終始する受講生が多く見られた。この点については受講生から「一人で運動をしたが楽しくなかった」「人と関わる球技などをしたかったが相手がいなかった」などの声があった。これは、受講生の体育実技に求めるものが、運動の知識や技能の習得にとどまらず、人間関係の構築や心理的充足感の獲得など、非常に広範にわたっていることの証左であり、残念ながらその欲求を本課題では十分に満たすことができなかったと言える。

こうしたことから、今回のオンライン教材を活用した遠隔授業では、調査学習時間や運動学習時間の確保は可能であるが、他者との関係性の構築や情意的解放といった心理的満足度は十分に満たすことができなかったことを反省として挙げることができる。

2）テレビ会議システムと動画活用型（ダンス授業）

①ネット環境への対応

当初は「Zoom」を活用した授業を考えたが、受講生の中にはインターネットの接続環境が不十分な者がいたこと、また流れる音楽と映し出される映像動作に若干の時間的誤差が生じてしまうことなどを理由に取り止めた。また、「Instagram」への登録配信も検討し実用可能な目途を立てたが、音楽などの著作権に対する対応が厳しいこともあり、これも断念した。最終的には、授業担当者が音楽と共に「リズム」や「ステップ」といった基本的動作を演示する様子を動画サイト「YouTube」に投稿し、それを受講生に確認させ、実践させる方法を採用した。

②課題への取り組み状況など

受講生には自身の実践の様子を動画で撮影し、「四国学院LMS[(7)]」に提出するように指示した。動きのフィードバックを行うためである。しかし、LMSのデータ容量が足りないことが原因で、動画の確認ができないまま意見交換のみとなってしまう事例が多々あった。そのため、対面授業開始時には遠隔授業時の内容の

復習とフィードバックにかなりの時間を要した。それでも、受講生は積極的に授業課題に取り組んだ印象を受けた。

4．対面授業時の実施内容と実施上の課題

本学では6月1日以降、一部受講者数が多い科目を除き、感染防止対策を講じた上で対面型の授業を行なうことが5月14日付で決定された。プロスポーツや学生スポーツの多くで、全国大会などのイベントが開催されていなかった中で、体育実技の感染防止策を早期にまとめ上げ、実効性のある形で運営していくことが求められた。ここでは、そうした感染防止策の詳細と対面授業開始以降の体育実技の取り組みについて述べる。

1．感染防止策の検討

対面授業の実施決定時には、大学における感染防止を前提とした体育実技の実施マニュアルが存在せず、メディアなどを介して得るウイルス関連情報や、これまで文部科学省の通知などに示された一般的な大学講義における感染防止策などを中心に検討を進めた。しかし、いわゆる三密が生じやすい実技科目にあって、有効性と実効性の観点から検討内容に多くの疑義が生じていた。そのような中で、文部科学省から事務連絡で参考送付されたマニュアル[8]は、初等中等教育段階の学校を主な対象としたものではあったが大いに参考になった。このマニュアルをもとに、体育実技実施上の指針として本学独自の「対面授業開始時の『体育・スポーツⅠ』の実施上の留意事項について」を取りまとめ、担当教員間で内容の共有と、実施の徹底を確認した。内容は以下の表2の通りである。実際に教員に配布した資料からは一部の表現に修正を加えている。なお、受講生には以下の内容をさらに簡略化した資料を対面授業開始時に配布し、注意喚起を行った。

表2　「対面授業開始時の『体育・スポーツⅠ』の実施上の留意事項について（教員用）」

1．換気の徹底
・屋外で実施可能な教材を取り扱う際は、できるかぎり屋外で実施すること。
・屋内で実施する場合は、すべての窓を開放して実施すること。また、扇風機が配置された体育館では、積極的に使用し空気の循環に努めること。
2．手指の消毒
・体育用具を使い回す環境が想定されるため、授業開始前後には手洗いかアルコールによる手指の消毒を徹底すること。
3．マスクの適切な着用と飛沫拡散の予防
・受講生のマスクは熱中症予防と酸欠防止の観点から原則的に外させること。ただし、軽度な運動（準備運動を含む）で授業者が着用した方がよいと判断した場合や、受講生から感染予防のため着用を希望する旨の申し出があった場合は、着用させること。その際、受講生の様子を常に注視し、呼吸の苦しそうな状況が見られた場合にはすぐに運動を中止させ、日陰に休ませること。
・マスクを着用する場合でも、医療用や産業用のマスクは認めず、家庭用のマスクを着用させること。持ち合わせていない者は保健館に向かわせること。
・不要な会話や発声を行わないよう指導すること。
・教員は原則的にマスクを着用して授業をすること。演示や指示の場面で一時的に外すことは差し支えないが、その際は受講生から２メートル以上の距離を保つこと。
4．ソーシャル・ディスタンスの確保
・試合中の身体接触などを制限する必要はないが、待ち時間や見学中などには、互いに2メートル以上の間隔を保つよう努力することの周知を行うこと。
5．その他
・授業開始前に受講生全員の体調を確認し、すぐれない者は見学させること。また、本人から体調不良の申し出があった場合はすべて認め、見学させること。なお、見学者にはマスクを着用させ、2メートル以上の距離を保って見学するよう指導すること。
・見学者に成績上の不利益が生じないよう、授業内か授業後に何らかの課題を与えること。授業の補助や見学者の視点からの簡易レポートの提出などが想定される。
・熱中症の予防のため、こまめな水分補給を促すこと。特に、マスク着用で運動する者には熱が体内にこもりやすくなりますので注意を払うこと。授業当日の気温や湿度などを踏まえ、授業内容を極めて軽度な運動に変更しても差し支えないこと。

「換気」「手指の消毒」「飛沫拡散の予防」「ソーシャル・ディスタンスの確保」などを中心とし、想定される事態などについてもできる限り具体的に明記した。例えば、場所は換気の観点では屋外を望ましいとしながらも、取り扱う教材や梅雨と重なる季節といった要因から、屋内での実施を前提に開閉可能なすべての窓の開放と扇風機の活用などを明示した。マスクの着用については熱中症等への危険性を配慮し、運動中は原則的に外させ、その一方で不要な会話や発声は行わないとした。またバスケットボールやサッカーなど、教材によってはやむを得ず身体的接触が発生する場面が想定されたが、それぞれの教材の運動特性を優先することにし、プレイ中の自然な身体接触については制限を設けなかった。この判断には、文部科学省のマニュアルにおいて「近距離で組み合ったり接触したりする運動」について、当時の香川県が該当した感染レベルの最も低い地域では、「可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討」する旨が書かれていたことも大きく影響した。ただし、それ以外の場面でのソーシャル・ディスタンスの確保の徹底と、掌を使ったハイタッチなどは控えるよう周知した。

また、更衣室が「三密」環境になる恐れがあるとの指摘があり、受講生が40名以上になる時間帯は、通常時に男性用として使用している第１新生館の男子更衣室を女子更衣室に変更し、男性用には第３共生館の男子更衣室に加え第５体育室を指定した。受講生には、更衣室内には長く留まらないよう指導し、必要のない発声は避け、ロッカーの使用は間隔をあけるよう指示した。

こうした環境の整備には、施設管理の担当課である管理業務課の職員による迅速で確実な作業があったことも追記しておく。

２．感染防止策の実際

1年次学生がほとんどを占める中、対面授業の初回は互いがほぼ初対面であることも影響し、受講者間の身体的距離が極端に縮まる場面は非常に少なかった。授業者の感染防止策の説明にも真剣に耳を傾け、しっかりと聞き言っているように見受けられ、必要な行動を実行に移していた。

ただ、授業回数を重ね、融和的な人間関係が形成されるようになると、無意識のうちに感情を表現する発声や、ハイタッチなどの仕草が見られるようになった。すでに述べたように、体育実技における情意の解放は重要な教育的価値を有する

ものであり、これを授業担当者として厳しく指摘することは心情的に苦しいものがあった。それでも、「人に向かって歓声をあげなければよいのではないか」とか、ほぼ同時期に始まったプロスポーツを例に「肘タッチならいいのではないか」などといったように、受講生から感染予防を意識した情意的行動について前向きな意見が出されたことは、こうした特別で限られた環境の中でも体育実技を前向きに楽しもうとする姿勢の現れと見て取れ、担当者として頼もしく感じた次第である。

3．体育実技の実際

端的に言えば、受講生は体育実技を非常に楽しんでいるように見えた。実際、感想には「運動の得意・不得意に関わらず、楽しく取り組むことができた」「高校を卒業以来、体を動かす機会がなかったのでとてもよかった」「ルールの確認と基礎練習からゲーム中心の授業になり、スポーツをとても楽しめた」といった声が多く寄せられ、対面授業での体育実技の取り組みを受講生が高く評価したことが示唆された。

一方で、こうした評価の土台には、遠隔授業では不十分であった「仲間との直接的交流」が促進された点があることも事実である。「チームの人とコミュニケーションをとることができ、毎時間協力して楽しめた」「仲間のミスを補い合ったりしてよい雰囲気で授業が受けられた」「スポーツはいろいろな人とコミュニケーションを取りながら仲を深めることができるとてもいいものだと改めて感じた」といったような意見は、体育実技の楽しさを構成する要因の一つに、人とのつながりが重視されていることを示すものであり、対面授業でのこの点の評価の高さは、翻って既述の通り遠隔授業時の不足要因であると考えねばならない。今後、遠隔授業での体育実技の内容を検討する際の大きな課題が顕在化したと言える。

5．まとめ

本稿の目的は、本学のコロナウイルス感染症対策下での体育実技について、保健体育科目「体育・スポーツⅠ」の開講に至る経緯と遠隔及び対面授業でのそれぞれの取り組みと生じた課題について報告することであった。内容を以下の通り

まとめる。

・感染症対策下での体育実技の開講判断は、文部科学省からの通知以前に本学の前学期開始日が設定されたことから困難なものであった。担当教員間で多角的な検討の下に開講を最終決定したわけであるが、その判断に最も大きな影響を与えた考え方は、学生の学修機会の確保と進学や就職に係る不利益の回避であった。
・遠隔授業の学生への授業課題を検討する際に重視したのは、運動の知識と技能の獲得、情意的解放の経験と自身の身体への気付き、主体的に運動と関わる姿勢を身に付けることであった。知識や技能は調査学習を中心に成果を得たが、情意的解放の経験が乏しいことに起因して運動の楽しさを満足に味わうことができず、結果として主体的に運動と関わる姿勢に十分には結びつかなかった。
・学内のポータルシステムを使用し、オンライン教材を活用した遠隔授業の場合、ほとんどの受講生が授業課題に対応することができていた。ただし、受講生からの質問に対して確実に回答するため、授業担当者の連絡先の周知は必須である。
・テレビ会議システムを活用した遠隔授業では、流れる音楽と映し出される動作に若干の時間的誤差が生じるため、ダンスなどの教材を取り扱うことは困難であることがわかった。また、受講生の技能の習熟度を録画した動画で確認しようと試みたものの、LMSのデータ容量の問題で満足に閲覧することができず、結果的には効果的な指導が十分には行えなかった。
・対面授業時の感染防止策は、考え得るあらゆる事態を想定する必要がある。その際、文部科学省等のマニュアルや他の学校等の取り組みを参考に、本学の持つ諸事情にも配慮し、効果的かつ実効性のある方法を策定するため、関係者が当事者意識を持って横断的かつ綿密な連携の下で検討を重ねていくことが重要である。
・対面式授業での体育実技は受講生の満足度が高まった。それは、遠隔授業時と比較し、体を動かすことで運動そのものを楽しめ、心身の爽快感などを得られたことに加え、仲間との直接的交流の中で、人との良好な関係性を構築できたことによる喜びや安心感が大きく影響していると考えられる。このことから、

体育実技を遠隔授業で実施する際には、運動実施による受講生の心理的満足度を充実させる方策を採ることが極めて大きな課題であることが明らかになった。

注

(1) 元文科高第1259号令和2年3月24日付「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」がこれに当たる。

(2) この遠隔授業期間は、最終的に5月末日まで繰下げられた。

(3) 前掲1)、4頁。

(4) 令和2年5月1日付の文部科学省高等教育局大学振興課より出された「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」の中で、実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な例として「体育実技について、遠隔授業等によりレクチャーを行い、実技は課題として課すとともに、実施状況をレポート等の提出等により報告」する方法が明示された。これは、結果的に本学が遠隔授業時に実践した方法を追認する内容といえる。

(5) 例えば、平成29年度小学校、中学校、高等学校等、高等専門学校及び特別支援学校における教科「体育（保健体育）」と「体育的部活動」時間中における死亡発生件数、障害発生件数、負傷・疾病件数をそれぞれあげると、死亡件数が20件、障害件数が228件、負傷・疾病発生件数は554,782件にのぼる。（独立行政法人日本スポーツ振興センター2018年『学校の管理下の災害平成30年版－平成29年度データ』）

(6) スポーツ庁2020年『令和元年度スポーツの実施状況等に関する世論調査』。

(7) 本学が2020年5月より導入した非同期型遠隔授業システムのこと。

(8) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式～』，2020年5月22日。

参考文献

・高橋健夫他編（2010）『新版体育科教育学入門』大修館書店。

・高橋健夫編（2003）『体育授業を観察評価する』明和出版。

・元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」2020年3月24日。

・文部科学省高等教育局大学振興課「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」2020年5月1日。
・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～学校の新しい生活様式～』2020年5月22日。
・独立行政法人日本スポーツ振興センター（2018）『学校の管理下の災害平成30年版－平成29年度データ』。
・スポーツ庁（2020）『令和元年度スポーツの実施状況等に関する世論調査』。